

## 預金規定等改訂のお知らせ

当行は、「預金の払戻し」、「印鑑照合等」について2021年4月12日から、預金規定等を改訂いたします。

**※改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。**

## 1. 改訂要旨（具体的な改訂内容は下記4. のとおり。）

- (1) 「預金の払戻し」について記名押印、または署名の取扱いの明確化
- (2) 「印鑑照合等」について届出の印章の押捺を受けなかった場合の取扱いを追加

## 2. 対象となる預金規定等

- (1) 普通預金規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 貯蓄預金規定

## 3. 改訂実施日

2021年4月12日（月）から

## 4. 具体的な改訂内容

改訂前	改訂後
<b>第1. 「預金の払戻し」について記名押印、または署名の取扱いの明確化</b>	
(例) 普通預金規定 5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に <u>届出の印章(または署名)</u> により <u>記名押印(または署名)</u> してこの通帳とともに提出してください。  <u>(2) 前項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>	(例) 普通預金規定 5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に <u>届出の印章</u> により <u>記名押印</u> してこの通帳とともに提出してください。 <u>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u> <u>(3) 前項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>

改訂前	改訂後
第2. 「印鑑照合等」について届出の印章の押捺を受けなかった場合の取扱いを追加	
<p>(例) 普通預金規定</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(例) 普通預金規定</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p><u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>

以 上